

令和7年度

**指定障がい福祉サービス事業者等集団指導
(訪問系サービス編)**

大阪市福祉局障がい者施策部

1

それでは令和7年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導の
訪問系サービス編を始めます。

運営指導等における指導内容

- 1 人員に関する内容
- 2 運営に関する内容
- 3 給付費に関する内容

2

訪問系サービス編では、運営指導等における指導内容のうち、

- 1、人員に関する内容、
- 2、運営に関する内容、
- 3、給付費に関する内容

についての注意事項を説明します。

運営指導等における主な指導内容

1 人員に関する内容

2 運営に関する内容

3 給付費に関する内容

はじめに、1、人員に関する内容から説明します。

従業者の員数

- 従業者の員数については、常勤換算方法で2.5人以上確保してください。
- サービス提供責任者は1人以上の常勤専従者の配置が必要です。
- また、員数についても以下のとおり配置が必要です。



サービス提供責任者は、以下の①～④により算定された数のいずれか低い方の基準以上の人数を配置する必要があります。

- ① 月間の延べサービス提供時間が概ね450時間又は端数を増すごとに1人以上
- ② 当該事業所の訪問介護員等の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
- ③ 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上
- ④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所においてサービス提供責任者が行う業務が効率的に行われる場合にあつては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

4

従業者の員数について説明します。

従業者の員数については、常勤換算方法で2.5人以上確保する必要があります。

サービス提供責任者は、1人以上の常勤専従者の配置が必要です。

また、サービス提供責任者は、次の1～4により算定された数の、いずれか低い方の基準以上の人数を配置する必要があります。

- 1、月間の延べサービス提供時間が概ね450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- 2、当該事業所の訪問介護員等の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
- 3、当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上
- 4、3の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われる場合にあつては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

以上のことにご留意いただき、適切な人員配置を行ってください

サービス提供責任者及び従業者の資格要件（同行援護事業）

- サービス提供責任者においては、居宅介護におけるサービス提供責任者の要件に加え、同行援護従事者養成研修（応用課程）を修了している必要があります。
- 令和6年4月1日以降、「盲ろう者向け通訳・介助員」が同行援護を提供する場合には令和6年3月31日において、同行援護事業所の従業者である必要があります。
- 令和7年4月から、以下の①及び②を満たす者もサービス提供責任者に従事できるよう要件の改正が行われました。

（改正要件）

- ① 同行援護従事者養成研修（一般課程）を修了した者で、3年以上視覚障がい者の介護業務に従事した者
- ② 同行援護従事者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）



「盲ろう者向け通訳・介助員」が同行援護を提供した場合には、基本報酬に対し10%の減算を適用する必要があります。

5

同行援護事業におけるサービス提供責任者及び従業者の資格要件について説明します。

同行援護事業のサービス提供責任者においては、居宅介護のサービス提供責任者要件に加えて、同行援護従事者養成研修の応用課程まで修了している必要があります。

令和6年4月1日以降、「盲ろう者向け通訳・介助員」が同行援護を提供する場合には令和6年3月31日において、同行援護事業所の従業者である必要があります。

令和7年4月から、次の1及び2を満たす者もサービス提供責任者に従事できるよう要件の改正が行われました。

- 1、同行援護従事者養成研修（一般課程）を修了した者で、3年以上視覚障がい者の介護業務に従事した者
- 2、同行援護従事者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

また、「盲ろう者向け通訳・介助員」が同行援護を提供した場合には、基本報酬に対し10%の減算を適用する必要がありますのでご注意ください。

サービス提供責任者及び従業者の資格要件（行動援護事業）

- 行動援護従事者養成研修又は強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）を修了していなければなりません。



行動援護従業者（サービス提供責任者及び従業者含む）要件等の経過措置は令和9年3月31日までとされています。

行動援護事業のサービス提供責任者として従事するためには、上記研修修了に加えて、知的障がい者（児）・精神障がい者の直接支援業務に3年かつ540日以上に従事経験が必要です。（従業者においては1年かつ180日以上に従事経験）

6

行動援護事業におけるサービス提供責任者及び従業者の資格要件について説明します。

行動援護事業においては、現在、行動援護従事者養成研修又は強度行動障がい支援者養成研修の基礎研修及び実践研修を修了していない場合でも、一定の要件を満たせば従事が可能とされているところです。

こちらの経過措置は令和9年3月31日までとされており、その後廃止することとされていますので、まだ研修を受講できていない方は、経過措置終了までに研修を受講するようご注意ください。

また、行動援護事業のサービス提供責任者として従事するためには、当該研修に加えて、知的障がい者・児、精神障がい者の直接支援業務に3年かつ540日以上に従事経験が必要です。また、従業者においても、1年かつ180日以上に従事経験が求められ

ますのでご留意ください。

運営指導等における主な指導内容

1 人員に関する内容

2 運営に関する内容

3 給付費に関する内容

次に、2、運営に関する内容をご説明します。

居宅介護計画等の作成（全事業共通）

- サービス提供責任者が作成し、利用者等へ説明・同意の上、交付する必要があります。
- 利用者等の同意及び交付を受けた旨の署名等の確認を得てください。
- 定期的なモニタリングを実施し、その結果について記録を残してください。
- 居宅介護計画等の見直しは必要に応じて随時実施する必要があります。
- 居宅介護計画等には以下の項目について、明記が必要です。



①利用者等の希望 ②援助の方向性や目標 ③担当する従業者 ④サービスの具体的な内容 ⑤所要時間・手順 ⑥日程 ⑦作成日 ⑧その他（サービス提供にあたって必要な事項）

※特に③担当する従業者の記載がない事例が多数見受けられますので、ご注意ください。

⑤所要時間・手順においては、別途、手順書等を作成することが望ましい。

居宅介護計画等の作成について説明します。

サービス提供責任者が計画を作成し、利用者に交付する必要があります。

利用者等に説明を行い、同意を得た上で、利用者等の同意及び交付を受けた旨の署名等の確認を得ることが必要です。

計画作成後においては、定期的なモニタリングを実施し、その結果について記録を残してください。

居宅介護計画等の見直しについては、必要に応じて随時、適切に実施する必要があります。

作成される計画には次の①～⑧の項目を記載してください。

①利用者等の希望、②援助の方向性や目標、③担当する従業者、④サービスの具体的な内容、⑤所要時間・手順、⑥日程、⑦作成日、⑧その他、サービス提供にあたって必要な事項です。

特に、③、の担当する従業者が漏れているケースが多数見受けられますので、ご注意ください。

⑤の所要時間・手順においては、どの従業者が担当することになっても一貫性のあるサービス提供が実施できるよう、別途、

手順書等を作成することが望ましいとされています。

居宅介護計画等の作成（居宅介護事業）

- 日用品の買い物同行、共に行う調理・掃除等の利用者と共に行う家事支援は【家事援助】となります。
- 散歩や余暇活動等にかかる外出支援は【移動支援等】となります。



上記内容のサービス提供において、【身体介護】で計画が作成されているケースが見受けられます。

大阪市においては、当該サービス内容を身体介護として算定することはできませんので、ご注意ください。

9

居宅介護事業における計画等の作成について説明します。

日用品の買い物同行や共に行う調理・掃除などの利用者と共に行う家事支援は家事援助として、
また散歩・余暇活動等にかかる外出支援は移動支援等として計画する必要があります。

これらのサービスを、身体介護として計画されているケースが見受けられますが、
大阪市においては、このようなサービス提供を身体介護として算定することはできませんので、ご注意ください。

居宅介護計画等の作成（重度訪問介護事業）

- 重度訪問介護は同一箇所に長時間滞在し、サービス提供を行う業務形態であることを踏まえ、適切なサービス提供時間を確保した計画を作成する必要があります。



重度訪問介護においては、1日につき3時間を超える支給決定が基本とされており、短時間のサービス提供については想定されていないところです。

短時間のサービス提供が恒常的となる場合は、重度訪問介護ではなく居宅介護となります。

10

重度訪問介護事業における計画等の作成について説明します。
重度訪問介護は同一箇所に長時間滞在し、サービス提供を行う業務形態であることを踏まえ、適切なサービス提供時間を確保した計画を作成する必要があります。

重度訪問介護においては、1日につき3時間を超える支給決定が基本とされており、30分程度完了するような短時間のサービス提供については、想定されていません。

短時間のサービス提供が恒常的となる場合は、重度訪問介護ではなく居宅介護となります。

居宅介護計画等の作成（行動援護事業）

- 行動援護計画に加えて支援計画シート等の作成が必要です。
- 支援計画シート等が作成されていない場合は減算の対象となります。
（減算の要件）
 - ① サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていないこと
 - ② 支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行えていないこと



サービス提供責任者等の指揮のもと、支援計画シート等が作成されていない事例が見受けられます。

行動障がいをもつ利用者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を実施するために重要な記録ですので、必ず作成してください。

行動援護事業における計画等の作成について説明します。

行動援護事業においては、行動援護計画に加えて支援計画シート等の作成が必要です。

この支援計画シート等が作成されていない場合については、減算の対象となるためご注意ください。

減算の対象となる要件としては、次のいずれかに該当する場合があります。

- 1、サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていないこと
- 2、支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行えていないこと

サービス提供責任者等の指揮のもと、支援計画シート等が、作成されていない事例が見受けられます。

行動障がいをもつ利用者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を実施するために、重要な記録ですので、必ず作成してください。

運営指導等における主な指導内容

1 人員に関する内容

2 運営に関する内容

3 給付費に関する内容

最後に、3、給付費に関する内容を説明します。

居宅介護サービス費

- 必要とされるサービス内容ごとに「身体介護」「家事援助」「通院等介助」「通院等乗降介助」の区分で報酬を算定する必要があります。
- 所要時間30分未満の場合で算定する場合は、20分以上のサービス提供が必要です。（夜間・深夜・早朝帯のサービスを除く）



特に、共に行う家事支援や散歩・通院等において「身体介護」が算定されているケースが見受けられます。

- (例)・「共に行う家事支援」＝「家事援助」
- ・「通院や官公署等への外出支援」＝「通院等介助」「同行援護」「行動援護」
 - ・「散歩や余暇活動等にかかる外出支援」＝「移動支援」「同行援護」「行動援護」

上記ケースに該当する場合は、適正な請求に改めるとともに、利用者への返金等の必要な措置を講じる必要があります。

13

居宅介護サービス費について説明します。

居宅介護サービス費は、必要とされるサービスの内容ごとに身体介護、家事援助、通院等介助、通院等乗降介助の区分で報酬を算定する必要があります。

また、夜間・深夜・早朝帯のサービスを除き、所要時間30分未満の場合で算定する場合には、20分以上のサービス提供が必要となります。

特に共に行う家事支援や散歩・通院等において、身体介護にて算定されているケースが多数見受けられます。

具体例としては、共に行う家事支援、通院や官公署等への外出支援、散歩や余暇活動等にかかる外出支援などがあげられます。

これらに該当する場合は、適正な請求に改めるとともに、利用者への返金等の必要な措置を講じる必要があります。

初回加算

- 新規に居宅介護計画等を作成した利用者(過去2か月間において利用がなかった者を含む)に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回サービスの属する月中にサービス提供又は従業者に同行した場合に算定できるものです。
- 加算の算定にあたっては、サービス提供責任者がサービスを提供した旨、または、同行訪問した旨を記録に残す必要があります。



サービス提供責任者が利用者宅に訪問したことがわかる記録が確認できないケースが多数見受けられます。

また、初回サービスが属する月中に訪問ができなかった場合には算定できませんのでご注意ください。

14

初回加算についてご説明します。

初回加算は、新規利用者もしくは利用者が過去2か月間において、事業所から居宅介護等の提供を受けていない利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回サービスの属する月中に、サービスの提供又は従業者に同行した場合に算定できるものです。加算算定にあたっては、サービス提供責任者が訪問したことがわかるよう記録に残す必要がありますのでご注意ください。

特に、サービス提供責任者が利用者宅に訪問したことがわかる記録が確認できないケースが多数見受けられます。

また、初回サービスが属する月中に訪問ができなかった場合には算定できませんのでご注意ください。

特定事業所加算

- 特定事業所加算の各要件を満たしているかどうか、毎月自己点検を実施してください。
- 要件のうちの一つである健康診断については、全従業員が少なくとも1年(365日)以内に1回以上、事業主の費用負担により実施する必要があります。



加算体制を届出した事業所であっても、体制が継続して満たされていない場合は加算を算定できません。

要件を満たさなくなった場合には加算の体制届の変更を届け出るとともに、適正な請求に改め、利用者への返金等の必要な措置を講じる必要があります。

※集団指導資料に「特定事業所加算チェックシート」を掲載していますので、ご確認ください。

15

特定事業所加算について説明します。

特定事業所加算を取得されている事業所においては、加算要件について毎月自己点検を行い、当該要件を継続して満たしているかどうかの確認を行っていただく必要があります。

特に、指摘の多い事項として、健康診断の実施があげられますがこちらについては、非常勤職員も含めた全従業員が、少なくとも1年以内に1回、事業主の費用負担により実施する必要がありますのでご注意ください。

要件を満たさなくなった場合には、加算の体制届の変更を届け出るとともに、適正な請求に改め、利用者への返金等の必要な措置を講じる必要があります。

要件の確認にあたっては、集団指導資料に特定事業所加算チェックシートを掲載していますので、ご確認ください。

支援計画シート等未作成減算（行動援護事業のみ）

●次のいずれかに該当する場合には減算が必要です。

- ① サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていない場合
- ② 支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合

→①、②に該当する場合は、当該利用者につき、所定単位数の95%で算定



減算措置については、当該事由に該当する月から、状態が解消されるに至った月の前月まで必要です。

※大阪市ホームページ集団指導資料に「支援計画シート等（参考様式）」を掲載していますのでご確認ください。

支援計画シート等未作成減算についてご説明します。

さきほど、運営に関する内容でも少し触れましたが、行動援護事業においては行動援護計画に加えて支援計画シート等の作成が必要です。

次のいずれかに該当する場合には減算が必要となります。

- ① サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていない場合
- ② 支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合

①、②に該当する場合は、当該利用者につき、所定単位数の95%で算定することとなります。

また、減算措置については、当該事由に該当する月から、状態が解消されるに至った月の前月まで必要となります。

支援計画シート等の作成にあたっては、集団指導資料に支援計画シート等の参考様式を掲載していますので、ご確認ください。

以上で、令和7年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導（訪問系サービス編）を終わります。

大阪市HPにおいて、今回のスライド資料や その他 参考資料等を掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。



17

お疲れさまでした。

以上で、令和7年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導訪問系サービス編を終わります。

また、大阪市HPにおいて、今回のスライド資料や その他 参考資料等を掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。